令和5年3月10日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行 令 (平成15年政令第507号) において使用する用語の例による。

(開示請求の手続)

第3条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、福井県丹南広域組合(以下「組合」という。)の機関(議会を除く。以下同じ。)が定める事項を記載するものとする。

(開示決定等の期限に関する特例)

第4条 組合の機関が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び第84条 の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「15日以内」と、第84条中「60日以内」とあるのは「45日以内」とする。

(手数料等)

第5条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。ただし、 法第87条第1項の規定による文書又は図画の閲覧以外の方法により開示を受ける 者は、当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

(訂正請求の手続)

第6条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、組合の機関が 定める事項を記載するものとする。

(利用停止請求の手続)

第7条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、組合の機関が定める事項を記載するものとする。

(審査会への諮問)

第8条 組合の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、福井県丹南広域組合情報公開条例(令和5年福井県丹南広域組合条例第1号)第13条に規定する福井県丹南広域組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、組合の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(運用状況の公表)

第9条 管理者は、毎年1回、組合の機関における法及びこの条例の運用状況を取り まとめ、公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合の機関が別に定める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。